

長崎県後期高齢者医療広域連合出前講座実施要綱

平成20年7月31日 告示第10号

最終改正 平成29年9月6日 告示第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県後期高齢者医療広域連合事務局職員（以下「職員」という。）が地域の集会に出向き、行政情報の提供や専門知識を生かした講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、後期高齢者医療制度に対する理解と関心を深めることを目的とし、これに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 出前講座は、原則として参加人数が概ね20名以上で、長崎県内のNPO等、地域の各種団体が主催して広域的に実施する集会で、出前講座の目的に合致したものを対象とする。ただし、営利、政治及び宗教に関する団体等の集会は対象としない。

(派遣職員)

第3条 長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、出前講座の講師として、職員を派遣をする。

(実施日時等)

第4条 出前講座の実施日時等は、申込団体と調整して決定する（土日祝日を問わない。）

2 時間は、午前10時から午後8時までのうち、質疑時間を含め1時間から1時間半程度を目安とする。

(申込方法)

第5条 出前講座の実施を希望する団体は、実施希望日の1か月前までに申込書（様式1）により郵送又はFAX、電子メール等で総務課へ申し込むこととする。

(決定方法)

第6条 広域連合は、申込みの受付後、実施日時及び運営方法等の詳細を調整した上で、概ね2週間以内に決定通知書（様式2）を送付する。

(経費負担)

第7条 出前講座に係る会場設営経費等は申込団体が負担し、職員派遣、軽微な資料等に要する経費は広域連合が負担する。

(運営方法)

第8条 申込団体は、出前講座参加者に対し、アンケート(様式3)を依頼し、広域連合に提出するものとする。

(意見等への対応)

第9条 出前講座で出された意見等を施策に反映されるよう努めるとともに、後日回答を要するものについては、本人宛に速やかに回答する。

附 則

この要綱は、平成20年7月31日から施行する。

附 則(平成29年告示第33号)

この要綱は、告示の日から施行する。